

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高松市長 大西 秀人

市町村名 (市町村コード)	高松市 (37201)	
地域名 (地域内農業集落名)	高松市太田地区 (太田原、寺ノ元、西分南、西分北、東分中、東分北、西下所、鹿ノ井、東川、三軒家、居石、立石、下々所、鹿伏中央、上所南、上所北、鹿腹、松縄下所、松縄南、流石、松縄北、今里西脇、今里東脇、上福岡)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月10日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

今後地域内の農業を担う者(以下「担い手」という。)が引き受ける意向のある耕作面積がなく、70歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要であるが、全域が都市計画区域内の用途地域で農地と宅地が混在しているため、農地の集積・集約を希望する担い手がない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

米、露地野菜及び施設野菜等を主要作物とし、団地化を形成する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	70 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	70 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
－
(2)農地中間管理機構の活用方針
－
(3)基盤整備事業への取組方針
－
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
－
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
－

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				